

令和7年度 東京都入札監視委員会第2回制度部会 議事概要（制度）

開催日及び場所	令和7年11月12日（水） 東京都庁第一本庁舎3階特別会議室N1
委員	<p>東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英                  愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史                  (株)クロト・パートナーズ代表取締役 石橋哲                  弁護士 ((株) LegalOn Technologies) 柄澤愛子                  計4名 (敬称略)</p>
事項	発注標準金額の見直しについて
概要	検討の背景や方向性について説明を受けた。
委員会における検討結果	委員からの意見を踏まえて、引き続き事務局において検討を進めることとする。
事務局からの報告	事務局案の説明を行った。
委員からの意見等の概要	<p><b>【委員からの質問等】</b>                  基準額の引上げと少額随意契約の基準額の引上げ連動していないようなのですが、その理由というのはいかなるものか。                  基準額の引上げのタイミングをどのように考えているのか。</p> <p><b>【事務局の回答】</b>                  少額随意契約の上限金額引上げに関しては、地方自治法施行令の改正に伴い基準額が引き上がったところで、都も同様の改正を行っているところ。                  一方で、発注標準金額は、それぞれ自治体で定めっていると認識しており、都といたしましては、国が発注標準金額を見直したことを踏まえて検討を行い、必要性があると判断した上で見直すことを考えている。                  発注標準金額を見直すタイミングは、法令などで明確に決められているというものではない。ただ、現状を分析して必要があると考え、今回急激な物価変動を踏まえて、ご提案をさせていただいたというところ。</p> <p><b>【委員からの質問等】</b>                  今回このタイミングで標準金額を見直そうという判断に至った理由みたいなものが、物価上昇以外ではほかに具体的な理由があれば伺いたい。                  少額随意契約の金額引上げは、企業物価指数を基準としているところ、発注標準金額については、建設工事費デフレーターを基準としているところ。指数の基準を変えている理由があれば伺いたい。</p> <p><b>【事務局の回答】</b>                  タイミングについて、一点目といたしましては、急激な物価変動があるということが挙げられる。物価が緩やかに上昇しているという状況にあっては、</p>

場合によっては影響というのはあまり大きく発生しないものではないかというふうに思っているが、急激に物価が上昇した場合においては、受注する工事と事業者とのバランスが取れなくなってくる状況も発生し得るということで、急激な物価変動というのを捉えて、検討し始めたところ。もう一つは、国においても発注標準を引き上げたというところもある。

少額随意契約については、予決令や地方自治法施行令の改正理由がこういうふうになっているというところ。工事だけを見直しているものではなく、財産の買入れ等についても見直しを図っている。一方、工事については、建設工事費デフレーターを国が用いており、都としてもこの指標を用いている。

**【委員からの質問等】**

建設工事費デフレーターが1.3倍になったので、発注標準金額もそれにおおおよそ比例して変更していくという趣旨はよく分かるような気がする。一方で、土木工事B等級の局契約と財務局契約の分岐線がほかの建築工事や設備工事に比べて大きいので説明の補強が必要なのではないか。

本来的には財務局が担当すると想定されているものが、局に委任されていくという形になるので、チェック機能はどうか。

**【事務局の回答】**

委任額については、B等級の上限金額と下限金額の真ん中くらいに設定している。ですので、B等級の金額をまず約1.3倍に引き上げた後で、分かりやすさの観点から丸めさせていただいている。

基本的に各局の方が事故が発生しやすい、チェックが甘いとかはなく、リスクが発生しないように研修やチェック体制は構築している。また、監査などいろいろなチェック機能があり、引き続き適切に運用していく。

**【委員からの質問等】**

予定価格が事後公表から事前公表になることにより、予定価格は変わらないとしても、落札率が変わる可能性はあるかと思う。仮にあるとすると、落札率の上昇、契約金額の上昇への影響がどれくらい見込まれるのか。

**【事務局の回答】**

確認したところ、落札率に関しては、事後公表案件と事前公表案件では大きな差はないと考えている。若干事前公表のほうが、落札率が低いという傾向もあり、落札率が高くなるということはあまりないかと思う。

以上

[その他]